

# 「2010年度版 今日の一問」 (やまだ塾)

(2010年5月13日掲載)

No.1	「2010年度の発達障害者等支援施策の推進」について述べよ。(未定稿)					
解答	<p data-bbox="360 562 501 591">【1】はじめに</p> <p data-bbox="360 611 1364 976">2005年4月に施行された「発達障害者支援法」は、既存の障害者福祉制度の谷間に置かれ、その気付きや対応が遅れがちであった自閉症・アスペルガー症候群、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)などを「発達障害」と総称して、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援を国・自治体・国民の責務として定めた法律である。これまで、知的障害の有無によらず、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援が図られてきたが、十分ではなかった。厚生労働省は、2010年度以降は、支援が不足している分野に重点を置いて施策を実施する等、発達障害者支援の充実に向けて、取組みをしていくとしている。</p> <p data-bbox="360 1041 1023 1070">【2】発達障害者支援法における定義の規定と他法との関係</p> <table border="1" data-bbox="360 1079 1364 1986"> <tr> <td data-bbox="360 1079 612 1704">発達障害者支援法における定義の規定</td> <td data-bbox="612 1079 1364 1704"> <p data-bbox="625 1088 703 1117">(定義)</p> <p data-bbox="625 1137 1342 1361">第2条 この法律において「<u>発達障害</u>」とは、<u>自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの</u>をいう。</p> <p data-bbox="625 1382 1342 1503">2 この法律において「<u>発達障害者</u>」とは、<u>発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のもの</u>をいう。</p> <p data-bbox="625 1523 1342 1697">3 この法律において「<u>発達支援</u>」とは、<u>発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助</u>をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1704 496 1986">障害者自立支援法との関係</td> <td data-bbox="496 1704 1364 1986"> <p data-bbox="625 1713 1107 1742">・障害者自立支援法第4条の対象者の規定</p> <p data-bbox="625 1762 1342 1937">「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(知的障害者を除く)」</p> <p data-bbox="625 1957 1326 1986">・発達障害者については、知的障害の有無によらず、精神保健</p> </td> </tr> </table>		発達障害者支援法における定義の規定	<p data-bbox="625 1088 703 1117">(定義)</p> <p data-bbox="625 1137 1342 1361">第2条 この法律において「<u>発達障害</u>」とは、<u>自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの</u>をいう。</p> <p data-bbox="625 1382 1342 1503">2 この法律において「<u>発達障害者</u>」とは、<u>発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のもの</u>をいう。</p> <p data-bbox="625 1523 1342 1697">3 この法律において「<u>発達支援</u>」とは、<u>発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助</u>をいう。</p>	障害者自立支援法との関係	<p data-bbox="625 1713 1107 1742">・障害者自立支援法第4条の対象者の規定</p> <p data-bbox="625 1762 1342 1937">「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(知的障害者を除く)」</p> <p data-bbox="625 1957 1326 1986">・発達障害者については、知的障害の有無によらず、精神保健</p>
発達障害者支援法における定義の規定	<p data-bbox="625 1088 703 1117">(定義)</p> <p data-bbox="625 1137 1342 1361">第2条 この法律において「<u>発達障害</u>」とは、<u>自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの</u>をいう。</p> <p data-bbox="625 1382 1342 1503">2 この法律において「<u>発達障害者</u>」とは、<u>発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のもの</u>をいう。</p> <p data-bbox="625 1523 1342 1697">3 この法律において「<u>発達支援</u>」とは、<u>発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助</u>をいう。</p>					
障害者自立支援法との関係	<p data-bbox="625 1713 1107 1742">・障害者自立支援法第4条の対象者の規定</p> <p data-bbox="625 1762 1342 1937">「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(知的障害者を除く)」</p> <p data-bbox="625 1957 1326 1986">・発達障害者については、知的障害の有無によらず、精神保健</p>					

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2010 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

		福祉法に定義される。精神障害者として、障害者自立支援法における障害者の定義に含まれており、また、身体障害者を除けば、手帳所持は同法の個々のサービス提供の要件とされていないため、手帳所持の有無によらず発達障害者に関してもサービスの対象となり得る。
	利用できるサービス	<p>&lt;発達障害児(者)の利用が見込まれる主なサービス&gt;</p> <p>(1)相談支援事業</p> <p>(2)日中活動系サービス</p> <p>①就労移行支援事業、②就労継続支援事業(A(原則雇用有)型、B(雇用無)型)、③自立訓練(生活訓練)、④児童デイサービス</p> <p>(3)訪問系サービス</p> <p>①行動援護、②移動支援、③短期入所(ショートステイ)</p> <p>(4)居住系サービス</p> <p>・共同生活援助(グループホーム)</p>
精神保健福祉法との関係	定義の規定	<p>・精神保健福祉法第5条の対象者の定義</p> <p>「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質<u>その他の精神疾患</u>を有する者」</p> <p>※「<u>その他の精神疾患</u>」とは：2005年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知において、ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)におけるF80-98に含まれる障害とされ、具体的には以下の通りである。</p> <p>「神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格および行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害(F8)、小児(児童)期および青年期に生じる行動及び情緒の障害(F9)など」</p>
	ICD-10の規定	<p>&lt;第5章精神及び行動の障害(F00-F99)&gt;</p> <p>①F00-F69 統合失調症や気分(感情)障害など</p> <p>②F70-F79 知的障害&lt;精神遅滞&gt;</p> <p>③F80-F89 心理的発達の障害(自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害など)</p> <p>④F90-F98 小児&lt;児童&gt;期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(注意欠陥多動性障害、トゥレット症候群など)</p>
【3】発達障害を標榜し、製造販売が承認されている医薬品		

一般名	ビモジド錠	塩酸メチルフェニデート	アトモキセチン塩酸塩
販売名	オーラップ錠・粒錠	コンサータ錠	ストラテラカプセル
効能・効果	小児の自閉性障害, 精神遅滞に伴う以下の症状: 動き, 情動, 意欲, 対人関係等にみられる異常行動, 睡眠, 食事, 排泄, 言語等に見られる病的症状, 常同症等がみられる精神症状	小児期における注意欠陥多動性障害 (ADHD)	小児期における注意欠陥多動性障害 (ADHD)
製造販売承認日	1973年8月8日	2007年10月26日	2009年4月22日

**【2】2010年度の「発達障害者等支援施策の推進」に対する予算**

・総額 : 7.5億円 (2009年度は8.8億円で, 1.3億円の減額である)

(1) 発達障害者の地域支援体制の確立 : 2億円 (同2.2億円)

発達障害者支援センターにおいて, 発達障害者やその家族等への相談・発達支援等を行うとともに, 発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための体制整備を推進し, 更にペアレントメンターの養成や発達障害特有のアセスメントツールの導入促進等を行うことにより, 地域における支援体制の強化を図る。

(2) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施 : 5.4億円 (同6.5億円)

発達障害者一人ひとりのニーズに対応する一貫した支援となるよう先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立するとともに, 発達障害者支援に携わる専門的な人材の育成や, 発達障害情報センターによる全国の関係機関等への情報提供を行う。また, 「世界自閉症啓発デー」(4月2日を国連が2009年12月に制定した)を契機に, 自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(3) 高次脳機能障害者の支援体制の確立 : 12百万円 (同13百万円)

各都道府県が整備する支援拠点機関において, 高次脳機能障害者やその家族に対する情報提供, 相談業務等を行うとともに, ネットワークの強化により適切な診断, 訓練, リハビリテーションが行えるよう体制の確立を図る。また, 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて, 支援拠点機関の従事者等を対象とした研修を行い, 適切な支援の普及及び支援サービスの質の均てん化を図る。

(参考: 全国厚生労働関係部局長会議資料, 発達障害情報センターHP 等)

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2010 Shunsaku Yamada. All rights reserved.